

岩手県告示第341号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和5年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積
北上市下江釣子10地割	44番1	田	3,469 m ²
北上市下江釣子10地割	113番	田	2,920

(2) 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

(3) 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定後に、申請者から借受希望者に農地を貸し付ける。

(4) 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年11月15日	5年間	95,835円

2(1) 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積
盛岡市中太田吉原	107番	田	946 m ²

(2) 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

(3) 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定後に、申請者から借受希望者に農地を貸し付ける。

(4) 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年11月15日	5年間	14,190円

備考 申請に係る農地の農地法第32条第1項に規定する所有者等は、令和5年7月14日までに、知事に農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第83条各号（第5号を除く。）に掲げる事項を記載した意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県農林水産部農業振興課である。